

第 63 回評価監視委員会の開催について

第 63 回一般財団法人建設物価調査会評価監視委員会が開催されましたので、議事概要についてお知らせいたします。

| | | |
|-------------------------------------|--|---|
| 開催日時 | 2021 年 6 月 29 日（火）14：00～16：00 | |
| 開催場所 | 一般財団法人建設物価調査会 会議室 | |
| 出席委員 （五十音順） | 鵜飼 誠（元会計検査院 第 1 局長） 佐藤 淳（東邦監査法人 代表社員、公認会計士） 寺川祐一（委員長（医療用医薬品製造販売業公正取引協議会 専務理事）） 宮本和明（パシフィックコンサルタンツ株式会社 社会イノベーション事業本部 技術顧問） | |
| 当会 | 建築調査部 高橋俊一、渡辺弘一、柴田洋毅、上中佑三子 第二土木調査部 上田浩嗣、酒井将充、和田卓也 調査統括部 神田尚昭、平野光芳 監査審査室 今井 豊、吉田光正 | |
| 審議案件 | 案件 | 備考 |
| | （定期調査） 衛生器具取付費（東京） | 「建築コスト情報」2021 年春号 88～89 ページ》掲載価格について、調査結果記録票、調査結果集計表等に基づき、調査方法、調査プロセス等を説明 |
| | （受託調査） フラップゲート （バランスウェイト式） （鳥取県内） | 受託調査について、調査票、調査報告書等に基づき、調査方法、調査プロセス等を説明 |
| 委員からの主な意見・質問 それに対する調査会からの 回答等 | 別紙のとおり | |
| 委員会による指摘 （不適切な点又は改善すべき点） | なし | |

別紙

| 意見・質問 | 説明・回答 |
|---|--|
| <p>1 定期調査について 衛生器具取付費</p> <p>○ある程度の幅で数量を限定して調査を実施しているのか。</p> <p>○掲載価格の改定時期は固定しているのか。</p> <p>○市場単価と標準施工単価の違いは。</p> <p>○調査対象者の選定方法は。</p> <p>○電話調査で十分な情報が得られるのか。</p> <p>○調査対象とした建物にはオフィスだけではなく共同住宅も含まれるのか。</p> <p>○総合設備工事業者とは工事発注元か。</p> | <p>○建物種別として「事務所：庁舎等で3,000㎡程度、共同住宅で2,000㎡程度」と設定して調査を実施している。</p> <p>○調査を実施して価格変動が確認できたら改定する。改定時期は固定していない。</p> <p>○市場単価は各種成立要件を満たし、公共建築工事の発注者にとって汎用性が高い規格として設定された単価である。標準施工単価は市場単価と調査手法については同等のレベルであるが、調査会独自の調査条件による単価である。</p> <p>○原則として衛生器具取付工事の業団体に属し工事実績が豊富な専門工事業者及び総合設備工事業者を選定している。</p> <p>○これまでに何度か訪問した調査対象者への電話調査であり問題はない。</p> <p>○含まれる。</p> <p>○すべての設備工事を請け負う事のできる業者で、専門工事業者に工事の一部を発注(下請契約)している。</p> |

別紙

| 意見・質問 | 説明・回答 |
|---|---|
| <p>2. 受託調査について フラップゲート(バランスウェイト式)</p> <p>○本調査の概要は。</p> <p>○調査対象者の選定方法は。</p> <p>○調査対象規格は 2 規格あるが工事箇所は 1 箇所か。</p> <p>○バランスウェイト式フラップゲートを設置する長所は。</p> <p>○受託調査においても電話調査で十分な情報が得られるのか。</p> <p>○バランスウェイト式製品の歴史はどれくらいか。</p> <p>○市場シェアが高い企業は特許を保有しているためか。</p> | <p>○既発注工事における設計変更での調査依頼である。</p> <p>○図面及び元請業者へのヒアリング等から選定した。</p> <p>○工事箇所は 2 箇所あり、1 規格ずつ設置する。</p> <p>○無動力化や無人化という長所がある。</p> <p>○今回は、定期調査においてコンタクトをとり、継続的な調査協力を得ている品目であり、問題はない。面接が必要な場合は、所在地や移動制限等を考慮の上、各地区の出先担当者が訪問調査を実施することもある。</p> <p>○約 20 年前から使用実績がある製品である。</p> <p>○特許の保有だけではなく先発企業であり、また、製品の改良も継続しているため、市場シェアが高い。</p> |
| <p>3 次回開催日について</p> <p>○次回評価監視委員会は、2021 年 10 月下旬に開催予定。</p> | |